

令和元年度 新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議 会議録

【日 時】 令和元年 12 月 23 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

【会 場】 新潟市水道局水道研修センター2 階研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）
（※委員長を除き五十音順）

【議事内容】

（進行役・経理課長補佐）

ただ今より、令和元年度新潟市水道局入札等評価委員会の後期定例会議を開催いたします。私、本日の進行を務めます経理課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、事務局から連絡がございます。当委員会は、この委員会の設置要綱により、議事概要を公表することになっておりますので、会議録を作成する関係から、録音させていただきますことを、あらかじめご了承ください。また、公開会議としておりますので、傍聴席を設けております。報道機関には、写真撮影を許可しておりますので、こちらも併せてご了承ください。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の中村よりごあいさつを申し上げます。

【総務部長あいさつ】

（総務部長）

総務部長の中村でございます。委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。本日は 12 月のお忙しい中、本日の委員会にご出席いただきまして大変ありがとうございました。今年 1 年を振り返りますと、5 月の新天皇の即位、また 9 月のラグビーワールドカップの日本チームの活躍など、大変記憶に残る事柄もありましたけれども、昨年と比べますと災害に見舞われた年なのかなというふうに感じております。1 月には熊本、2 月には北海道胆振東部。また 6 月には山形、新潟の地震と非常に大きな、どれも震度 6 弱を記録するような大きな地震でございました。またそのほかにも夏から秋にかけては、大雨や台風により、甚大な被害を受けた地域も多々ございました。

その影響によりまして、水道施設は甚大な被害を受けて、長期間の断水に見舞われるとともに、いまだにまだ避難生活を送られている方もいらっしゃるというふうに聞いております。その中でも水道はそれぞれ復旧していくにあたりまして、地域の皆さま方の喜んでいらっしゃる顔などが、テレビなどで放映されると、水道事業の重要さ、またその事業を担っている我々の責任の重さというものを再認識するということが多々ございました。

新潟地震を経験しました私ども新潟市水道局においては、老朽管の更新ですとか、耐震化をはじめ、前回ご視察いただきました相互連絡管の布設など、災害に強い水道を目指して、精力的に取り組んでいるところでございます。また、このようなことを通じて、より一層皆さまに信頼して、安心して使っていただける水道になるのかなと思っております。

さて、今年度に入りまして、今日が第2回目の委員会となりますが、今日は昨年度の下半期と今年度の上半期、この期間の工事の入札契約の状況、また指名停止の状況について、これから報告をさせていただきます。次に、津野委員から選んでいただきました工事発注の契約の状況についての概要を、私どもから説明をして、委員の皆さま方からご意見をいただきたいと存じます。私どもはこれまでも入札契約制度の透明性でありますとか、公正性、また競争性を確保するために、制度の見直しを折々進めてまいりました。また今後においても、地元業者の保護、育成という観点にも考慮しながら、引き続き検討を重ねてまいります。本日は入札結果に対する評価に加えまして、制度全般にわたりまして、さまざまなお意見をいただければ幸いに思っております。簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

(進行役・経理課長補佐)

それでは、これより議事に入らせていただきますが、これより先は委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

【(1) 平成30年度下半期及び令和元年度上半期における発注工事状況報告】

(鈴木委員長)

はい。本日は委員の皆さま、ご出席いただきましてありがとうございます。日程としては次第のとおりとなっておりますけれども、概ね午後4時の終了をめどに進めさせていただきたいと思っております。委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでははじめに、平成30年度下半期及び令和元年度上半期における発注工事状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

(経理課長)

皆さま、お疲れさまでございます。経理課長の猪飼と申します。よろしくお願いいたします。

それでは発注工事状況を資料に沿って説明します。資料の1ページ「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において、評価の対象となる案件は、新潟市水道局が平成30年度下半期と令和元年度上半期の12カ月間に発注した、設計金額が税込みで250万円を超える工事契約となっております。対象期間中に合計で246件の工事契約を行っており、契約金額の合計は61億7,534万9,000円。平均の落札率は92.31パーセントで、前回の対象期間が92.51パーセントでありましたので、0.2パーセントほど、落札率は下がっており

ます。契約方式別の内訳では、制限付一般競争入札は 119 件で平均落札率が 90.62 パーセント、指名競争入札は 97 件で 93.12 パーセント、一者随意契約は 30 件で 96.37 パーセントでした。

次に 3 ページをお開きください。こちらは年度別の発注工事状況になります。平成 30 年度の下半期分の「発注工事総括表」をこのページに、それらの内訳といたしまして、「契約方式別工事一覧表」を 4 ページから 10 ページにかけて、表形式で表示してあります。表の左上、欄外に表示してありますが、制限付一般競争入札、指名競争入札、一者随意契約の順に、それぞれ工事名・工事種別・請負業者・契約金額・落札率・発注課・申請者数・辞退棄権者数及び無効失格者数を記載しています。また、制限付一般競争入札のうち、総合評価方式で入札を実施した案件は、一番左の欄の工事番号の下に（総合評価）と記載しています。同様に、令和元年度上半期分の「発注工事総括表」、「契約方式別工事一覧表」を 12 ページから 18 ページに記載しております。なお、予定価格を事前公表した案件については、その旨を表中に記載することとしておりますが、このたびの対象期間に該当はありませんでした。また、一者随意契約については、水道管の漏水修理工事などの緊急を要する場合や浄水場設備の電気や機械工事など専門性が高くメーカー独自の技術を要するなどの理由で、競争入札になじまない場合に限定し実施しております。以上で発注工事状況の報告を終わらせていただきます。

（鈴木委員長）

ありがとうございます。ただいまのご報告について、質問等ございますでしょうか。特にないでしょうか。それではないようですので、続いて、指名停止措置について、ご報告をお願いいたします。

【（２）指名停止措置について】

（経理課長補佐）

それでは指名停止措置について報告します。平成 30 年度下半期、令和元年度上半期の措置件数は、全体では 9 件となっております。平成 30 年度下半期は 4 件、令和元年度上半期に 5 件となっております。資料 21 ページをお開きください。はじめに平成 30 年度下半期の措置です。

1 の株式会社モリケンは平成 30 年 6 月 28 日に、元代表取締役が法人税法違反の容疑で新潟地方検察庁から起訴され、同年 10 月 1 日に新潟地方裁判所において、会社が罰金刑に処せられ、元代表取締役の懲役刑が確定したことが、新潟市水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 7 号の不正または不誠実な行為に該当することから、平成 30 年 12 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日までの 1 カ月間の指名停止措置を行いました。

2 のしなの産業株式会社及び株式会社北澤工業は、長岡市が発注した公共下水道工事の一般競争入札において、当該業者の使用人が公契約関係競売等妨害の容疑で平成 31 年 1 月 18 日に逮捕されたことが指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 5 号、競売入札妨害または

談合に該当することから、平成 31 年 1 月 30 日から令和元年 7 月 29 日までの 6 カ月間の指名停止措置を行いました。なお、株式会社北澤工業については、平成 31 年 2 月 7 日に不起訴処分となりましたが、このことが指名停止等措置要領第 4 条第 6 項の指名停止期間の特例に該当するため、平成 31 年 2 月 13 日をもって指名停止を解除いたしました。

3 の阿賀興業株式会社は、本市発注の「関屋田町白山浦線道路改良工事」の施工において、作業時に合図する者を配置していなかったこと及び労働安全衛生法第 61 条に規定した技能講習の未修了者である作業員が、バックホウでトラックに残土を積み込む作業を 1 人で行っていたことが原因で、バックホウのアームの部分が隣接する病院に接触し、外壁、窓ガラス及び雨どいを破損しました。この事故が安全管理の不適切により生じたものであり、指名停止等措置要領第 2 条別表第 1 第 5 号の安全管理措置等の不適切により生じた公衆損害事故に該当するため、平成 31 年 1 月 30 日から平成 31 年 2 月 28 日までの 1 カ月間の指名停止措置を行いました。

4 の株式会社横山組は、平成 30 年 8 月 2 日、中之口地区公民館の多目的ホールの天井の一部が剥落した事故を受けて、その原因を調査した結果、平成 29 年度に発注し、同社が施工した「中之口地区公民館特定天井改修工事」において、不適切な作業手順により工事を進めたことによる施工不良が原因だと判明しました。このことが指名停止等措置要領第 2 条別表第 1 第 2 号の過失による粗雑履行に該当するため、平成 31 年 3 月 27 日から平成 31 年 4 月 26 日までの 1 カ月の指名停止措置を行いました。なお、原因調査の結果を受け、同社に対し当該工事の瑕疵修補工事を請求し、平成 31 年 1 月 31 日に修補が完了しております。

次のページをご覧ください。令和元年度上半期の措置です。

1 の株式会社フソウは、福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の競争入札を巡り、特定の業者が落札できるよう、業者間で談合を行ったとして、平成 31 年 4 月 3 日、当該使用人が談合の容疑で逮捕されたことが指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 5 号の競売入札妨害または談合に該当するため、平成 31 年 4 月 25 日から令和元年 10 月 24 日までの 6 カ月間の指名停止措置を行いました。

2 のニチレキ株式会社及び東亜道路工業株式会社は、舗装用改質アスファルトの販売価格において、独占禁止法に違反する行為があったとして同法第 3 条の不当な取引制限の禁止に基づき、令和元年 6 月 20 日に公正取引委員会より違反事実を認定し、公表されたことが指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 3 号の独占禁止法違反行為に該当するため、令和元年 7 月 30 日から令和元年 10 月 29 日までの 3 カ月間の指名停止措置を行いました。

なお、通常このようなケースでは、指名停止期間は 6 カ月となるところですが、このケースでは 2 分の 1 の 3 カ月となっております。これは独禁法の規定により事業者自ら関与したカルテル、談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度が適用されたため、当局の指名停止等措置要領運用基準では、減免制度の適用があった場合の指名停止措置期間は、適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 としております。

3の石垣メンテナンス株式会社及び月島テクノメンテサービス株式会社の2社は、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積合わせにおいて、独占禁止法に違反する行為があったとして、同法第3条の不当な取引制限の禁止に基づき、令和元年7月11日に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、指名停止等措置要領第2条別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当するため、令和元年9月2日から令和元年12月1日までの3カ月間の指名停止措置を行いました。

このケースも両者に対し、課徴金減免制度の適用があったため、措置期間については同制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1としております。

4の大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、株式会社ガイアート、前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社及び東亜道路工業株式会社の8社はアスファルト合材の製造販売をめぐり、独占禁止法第3条の不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このことが指名停止等措置要領第2条別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当するため、指名停止措置を行いました。指名停止期間は資料記載の①から④の業者については、令和元年9月2日から令和2年3月1日までの6カ月間としました。⑤から⑧の業者については、先ほども説明しました課徴金減免制度の適用があったため、①から④の業者の2分の1の期間、令和元年9月2日から令和元年12月1日までの3カ月間としました。

最後に5の株式会社北越エンジニアリングは、新潟市中央区内の工業用水管の漏水復旧工事において、平成30年4月22日に発生した工事関係者の負傷事故について、平成30年11月12日に社及び社員が労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けたことが、指名停止等措置要領第2条別表第1第8号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当するため、令和元年9月2日から令和元年9月15日までの、2週間の指名停止措置を行いました。

以上でございます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。今ほどご報告いただきました件について、質問等ございますでしょうか。今回、指名停止の一覧を見ていて、いつもよりも何か数が多いのかなという気がちょっとしたんですけれども、いかがでしょうか。

(経理課長補佐)

昨年に比べると確かに件数は多くなっております。

(鈴木委員長)

何かこの1年間で、特徴が何か、特別何かあったのか、どうなのか。その辺りの印象はどうなんでしょうか。

(経理課長補佐)

市内で起きた案件というよりは、どちらかと言うと市外、県外で起きた案件のために行う措置というのが多くなった、独禁法違反関係のものが目立つかな、という印象を持っております。

(鈴木委員長)

特に新潟市でどうこうということではないということでしょうかね。

(経理課長補佐)

独禁法の案件ですと、新潟市の業者が対象となったものはありませんでした。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

もしないようでしたら、次に移ろうかと思えます。

【(3) 抽出された工事案件について】

(鈴木委員長)

それでは、次に、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。初めに本日審議を行う事案について、案件の抽出を担当いたしました津野委員から、抽出理由等を説明していただきたいと思います。津野委員、よろしくお願いいたします。

(津野委員)

このたび抽出案件が、今年度の上半期に集中してしまったのですけれども、ご了承ください。まず制限付一般競争入札につきまして、ナンバー16につきましては、配水幹線布設工事。こちらは契約金額が2億4,200万円と高かったということと、落札率も高かったということで、その落札になった経緯を知りたいということで抽出させていただきました。

2番目のナンバー22につきまして、工事名の方は省略させていただきますが、こちらの方は落札率はそれほど高くはないのですが、総合評価方式で落札された経緯ということで、総合評価のことをお聞きしたいということで抽出しました。

ナンバー37につきましては、秋葉事業所の工事で、契約金額が比較的高かったということで、それと申請者が2者だけであったので、その要旨をお聞きしたいと思いました。

ナンバー56ですが、申請者11者に対して、辞退、棄権が10者ということで、その落札に至った経緯を知りたいということで抽出させていただきました。

続いて指名競争入札ですが、ナンバー12、こちらも契約金額が比較的高いということと、落札率は93.41パーセントなので、それほどすごく高いわけではないのですが、落札の経緯を知りたいということで抽出しました。

ナンバー20ですが、こちらは南区、秋葉事業所の管轄ということで、落札率が95.24パ

一セントと比較的高いと思ひまして、その経緯を知りたいということで抽出しました。

ナンバー28 ですけども、こちらと比較的落札率が高いのですが、契約金額の中で最も高いので抽出したというところですよ。

ナンバー34 ですけども、これは申請者が 10 者なのですけども、無効が 4 者、辞退が 1 者ということでしたので、この無効の理由ということを知りたいということで、抽出させていただきました。

随意契約ですけども、先ほど説明をしていただきましたけれども、随意契約に至った理由というのが、専門性が高いこととか緊急性ということで、随意契約なさっているということでしたが、このように選ばせていただいたんですけども、ナンバー 1 の工事につきましては、落札率が 100 パーセントだったということで、その経緯を知りたいということで抽出しました。

ナンバー13 ですが、これは契約金額が比較的高くて、また落札率も 99.03 パーセントと高かったんで、その経緯を知りたいということで抽出させていただきました。以上です。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。それでは抽出していただいた案件について、制限付一般競争入札とそれから指名競争入札、それから随意契約のそれぞれの発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。初めに制限付一般競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは、制限付一般競争入札の抽出案件について、説明いたします。最初の案件ですけども、定例会議報告資料 27 ページになります。「抽出事案説明書①」になりますが、そちらをご覧ください。管路課所管の工事番号「管老幹 31 第 18 号」配水幹線布設工事となります。施工場所は中央区の女池 1 丁目他地内で、具体的には紫鳥線と和合線との交差点付近となります。工事種別は土木一式。工事の目的は基幹管路整備更新計画に基づく、配水幹線布設工事となります。配水幹線というのは 400 ミリ以上の配水管を布設する工事となっております。工事概要としては、口径 700 ミリなどの配水管を約 450 メートル入れ替える工事となっております。

入札参加資格等については、次のページの入札公告、下から 3 つめの項目、「格付又は評点」、その下の「営業拠点」に記載のとおり、格付については、令和 1・2 年度入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録され、S または A ランクに格付認定されていること、及び市内に本社・本店を有していることとしております。

また工事の実績要件といたしましては、平成 16 年 4 月 1 日以降、口径 200 ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があることを要件としています。この案件につきましては、総合評価方式の簡易 ii 型を採用しています。

次に入札結果ですけども、39 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。まず入札

参加状況ですけれども、入札参加申請者は7者でした。辞退が5者、失格が1者となり、その結果、1者のみの応札となっております。これについては、令和元年6月20日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上で、7月1日に契約を締結いたしました。

この案件に対しては、契約金額が2億4,200万円と高く、落札率も高いため、落札に至った経緯を確認したいとの理由で抽出いただいております。この工事は中央区女池1丁目他地内で、桜木I.C近傍の幹線道路である紫鳥線と和合線の交差点において、口径700ミリの老朽化した配水幹線を撤去・更新し、併せて支障となる配水支管を移設する工事です。水道管の口径が大きく、交差点を含むことから、一定の施工規模となり、さらに車両交通量が非常に多いため、交通規制上、全て夜間作業となるなど、設計金額が高額で、工事の難易度も高い工事となっております。

落札率が高くなった要因としては、工事の難易度に加え、施工場所の状況から、警察や道路管理者等の関係機関、さらに地元との調整作業なども多く見込まれ、工事の順調な進捗が容易ではなく、利益を確保しにくいとの懸念が業者側にあったのではないかと推測いたします。

入札価格については、発注課で請負業者の積算内訳書を確認した結果、設計額との大きな乖離はなく、しっかり積算できたものと判断しております。

続きまして、2件目の案件について説明いたします。資料の45ページ、「抽出事案説明書②」をご覧ください。中央事業所工務課所管の工事番号「工老支31第12号」配水管の布設工事です。施工場所は、中央区の上大川前通1番町他地内で、具体的には昭和大橋西詰の白山小学校付近となります。工事種別は「土木一式」。工事の目的は老朽化した配水支管の更新となります。工事概要は口径150ミリ他の配水管を約380メートル入れ替える工事となります。

入札参加資格については、次ページの入札公告「格付又は評点」、その下「営業拠点」に記載のとおり、令和1・2年度入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録され、S、A、またはBランクに格付認定されていること及び市内に本社・本店を有していることといたしました。また工事の実績要件としては、平成16年4月1日以降、口径100ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があることを要件としております。なお、この案件は、総合評価方式の簡易ii型を採用しております。

次に入札参加状況ですが、57ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。入札参加申請者は15者で辞退が5者ありました。令和元年7月8日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上で7月18日に契約を締結いたしました。この案件については、総合評価方式で落札された経緯、及び総合評価の内容を確認したいとの理由で抽出いただきました。

水道局では、入札の実施においては、予定価格以内、最低制限価格以上の範囲内で、最低価格入札者を契約とする価格競争方式と、今回の総合評価のように、価格と企業の技術力を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価方式の2つの方式を採用しております。総合評価方式は、予定価格3,000万円以上の工事を実施しており、発注予定工事の概ね65

パーセントをめどに適用しています。抽出していただいた工事については、予定価格が 7,000 万円を超える工事であること、また場所が中心市街地で交通量も多いため、工事の難易度などを考慮し、総合評価方式を採用いたしました。

評価の内容については、59 ページの評価調書をご覧ください。この工事は簡易 ii 型を採用しておりますので、価格と企業の施工能力を評価対象として、落札者を決定いたします。真ん中の上の辺りに評価項目及び評価基準の所に記載していますが、この工事は技術評価点が 17 点、価格評価点が 80 点、計 97 点満点で、その中で一番高い点数を取った所が落札者となります。

技術評価点については、その下の技術資料の評価欄を見ていただければ分かるように、工事の施工能力を重視した評価項目となっており、表の後ろの方に「技術評価点 (A)」欄がありますが、受注業者、これは受付番号 2 番のエステー工事になりますけれども、15.67 点で 1 位となっております。これは評価項目を構成する小項目の中の簡易な施工計画として、水道局で交通対策、周辺環境への配慮について課題を出し、それに関する施工計画が最高評価となったことが、高い点数を取った主な要因となっております。評価価格点ですが、一番下の表の最初の方に、「価格評価点 (B)」の所ですが、そこでは差がつかせませんでしたので、結果として当該業者が総合評価 1 位となり、契約を締結いたしました。なお、価格評価点は総合評価では最低制限価格を設定していませんが、同じように計算して出した金額と同額を価格点 80 点とし、離れ具合によって点数が変動してまいります。

次に 3 件目の案件について説明いたします。資料の 63 ページの「抽出事案説明書③」をご覧ください。秋葉事業所工務課所管の工事番号「秋修 3 1 第 1 号」。河川・水路などに架設してある水管橋の修理工事です。施工場所は江南区の亀田中島 1 丁目地内で、亀田駅に近い栗ノ木川にかかる水管橋です。

水管橋とは何かというものをイメージしやすいように、本日写真を配布しておりますので、そちらを参考にご覧ください。1 枚目の写真になります。川の上に白い管がありますが、それが水管橋となります。

工事種別は鉄骨、橋梁、鉄塔などの加工、組立などを一貫して行う「鋼構造物」です。工事の目的は漏水している水管橋の修理となります。この案件は価格競争での入札方式を採用いたしました。入札参加資格については、次のページの入札公告「格付又は評点」、その下「営業拠点」に記載のとおり、令和 1・2 年度入札参加資格者名簿の鋼構造物に登録されていること及び県内に本社・本店を有していることといたしました。なお、鋼構造物の工事については格付は設定していません。

また工事の実績要件としては、平成 16 年 4 月 1 日以降、口径 100 ミリ以上の鋼製水管橋架設工事の元請実績があることを要件としています。

次に入札参加状況ですが、右のページの入札・契約結果詳細をご覧ください。入札参加申請者は 2 者でした。令和元年 7 月 30 日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上、8 月 5 日に契約を締結いたしました。この案件については、秋葉事業所工務課発注の中で、契約金額が高く、申請者が 2 者だけであったとの理由で抽出していただきました。

現在新潟市に鋼構造物で指名参加登録している県内に本社・本店を有する事業者は 50 者程度でございますが、実績要件としている口径 100 ミリ以上の鋼製水管橋架設工事が、比較的施工件数が少ないなどに加え、この工事は鋼管による材料製作や溶接などによる接合などを行うもので、橋の上部構造と橋台などの下部構造の間に設置する部材の修理において、耐震性を有する特殊な部品への取替えが含まれることから、結果的には応札者が限定的となり、また落札率が高くなったものと推測されます。

続いて、4 件目の案件について、説明いたします。資料 69 ページの「抽出事案説明書④」をご覧ください。中央事業所工務課所管工事番号「工老支 31 第 8 号」配水管の布設工事です。施工場所は中央区の八千代 1 丁目地内。新潟伊勢丹の南側です。こちらにも写真がありますのでご覧ください。

工事種別は「土木一式」、工事の目的は老朽化した配水支管の更新です。工事概要は口径 100 ミリの配水管を約 300 メートル入れ替える工事となります。入札参加資格については、次のページの入札公告「格付又は評点」、その下「営業拠点」に記載のとおり、令和 1・2 年度入札参加資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、S、A、または B ランクに格付認定されていること、及び市内に本社・本店を有していることといたしました。また工事の実績要件としては、平成 16 年 4 月 1 日以降、口径 50 ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があることを要件といたしました。なお、この案件は総合評価方式の簡易 ii 型を採用いたしております。

次に入札参加状況です。80 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。入札参加申請者は 11 者で辞退が 10 者あり、こちらの案件も①で抽出した案件と同様に 1 者のみの応札となりました。令和元年 8 月 28 日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上、9 月 6 日に契約を締結いたしました。この案件については、申請 11 者、辞退・棄権 10 者のため、落札に至った経緯を確認したいとの理由で抽出をしていただきました。

工事の現場には、資格を有する技術者の配置が義務付けられていますが、価格競争による入札では、落札後の資格審査の時点で配置する技術者を局に届ける方式となっておりますが、総合評価方式では、配置予定者の技術者を入札前に提出しなければならないため、年度当初の工事発注が出揃った時点であったことも重なり、受注時における技術者の確保の見込みが立ちにくかったため、辞退者数が多くなったのではないかと推測されます。

加えて、この工事の難易度は一般的ですが、施工場所に新潟伊勢丹脇の屋根付き駐輪場が設置された歩道が含まれるため、これは写真の右上になりますけれども、歩道上に屋根の付いた自転車置き場が設置されているというようなことで、市内では珍しい工事となること、また全て夜間の工事であることなどから、事業者の受注意欲が低かったのではないかと推測しております。以上で制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。4 つ、続けざまにご説明いただきましたが、今ご説明いただいた案件について、質問等ありますか。

(富山委員)

一点教えていただきたいのですが、59 ページの1位のエステー工事と2位の環境システムの違いを見ますと、受注件数の配点ではエステー工事が高いのですが、工事成績という点では、2位の環境システムが高くなっていて、工事成績の出し方は54ページに書いてあるのですが、工事成績というのは、誰がどのような基準で成績を付けているのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

(技術管理室長)

工事成績というのは、市の方でもやっておりますが、工事が竣工した時点で工事を担当の監督、それから所管の係長、それから検査員、これは私ども、技術管理室ですが。この3人で評価する。持ち点がありまして、その持ち点分を足して行って、最終的に出しています。よろしいでしょうか。

(富山委員)

はい。

(津野委員)

私も同じ所で59ページの質問なのですが、簡易な施工計画が受付番号2番と3番の会社が高いわけですが、先ほどの説明だと、難しい工事場所というようなことと、配置ですか。技術の配置。交通量のこととかが重要だというようなことをお聞きしたのですが、点数が0.2点ほど開きがあるのですが、ここら辺はどういう所から出てくるのでしょうか。

(経理課長)

技術評価点Aの所の配点が0.2点ぐらい違うという所でしょうか。

(津野委員)

はい。

(経理課長)

これについては、施工計画の内容というのは、点数表が54ページに付いているのですが、それに合わせながら点数を付けていくような形で、これについては両者ともほとんど同じというところで、工事成績については、環境システムがちょっと高かったですけれども、次の発注件数という所で、今水道局の総合評価でいきますと、工事を持っていないと2点もらえるのですが、既に工事を持っているようであると、1件持っているようであれば-0.5点、2つ持っていれば-1点とか、それらを合わせていくと技術評価点で0.2点ほどの違いが出てきたということになります。

(大野委員)

今の 57 ページの所で、説明されたかもしれないのですが、総合評価に関する結果で、9 者が 6,210 万と同じ値段を付けているというのは、これは最低制限価格と同様に計算した数値ということで、皆同じ数値になっているのか、それとも前に教えていただいたように、ある程度単価みたいなものが公表されていて、大体似た数字が積算されてくるということも考えられるということを知ったことがあるのですが、これはちょっと見て、はっきり言って不自然な感じがするのですが、この辺の所はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

(経理課長)

なぜ同じ金額が重なるかということにつきましては、今まで過去に発注した工事の設計書については、情報公開によって開示されていますし、それを積算の根拠に用いる資料についても公開されています。事業者側の積算能力も向上しておりますので、最低制限価格や予定価格については、近い数字を業者さんの方では大体分かっていると。それでもって、価格競争ではありませんけれども、総合評価についての 80 点というところは、一般の価格競争でいう、最低制限価格というのがもう分かっていますので、80 点を取ろうとするのであれば、皆さんその数字を狙って数字を入れてくると。価格が大体同じになって、あとは技術の評価の部分で順位が付いてくるというのが今の総合評価の傾向になっていると。

(大野委員)

ということは、価格面ではそれほど競争性がそんなに働いていないのかなという、技術で勝負するところはあるのでしょうかけれども、そこら辺が何と言うかちょっと競争社会で、ちょっと何か欠けているような気がするのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

(経理課長)

今ほどお話したとおり、価格についても、積算についても、ほとんど情報が出ているようなところでやっていますけれども、もし例えば価格を離すようなことをするようであれば、くじにならないようにすると、一部単価を隠すなどして、そうすると昔の新潟市もありましたし、今回長岡市でもありましたように、また不正が発生してくるような恐れがあって、それを防ぐために単価を公開するなどして、不正がないような透明性を確保した入札になっています。結果としてくじ引きが多くなっているというのは認識しておりますので、おそらく市もそうだと思いますけれども、水道局としての課題だと捉えているところでもあります。

(大野委員)

分かりました。不正も絶対いけないと思うのですが、一方で競争性というか、そういうのも確保していかないといけないので、その辺のところをバランスを取りながら、これからも執行していただきたいと思います。

(鈴木委員長)

今の件で、ちょっと私もお聞きしたいのですが、この入札金額は6,210万円なのですが、たとえば評価点が80点ですよね。例えば評価点を10点ぐらい差を付けるというか、そのためには入札金額をどのぐらい違えると、評価点にどのような感じで影響してくるのかというのが、ちょっとイメージがわからないのですが、どんな感じで考えればいいですか。

(経理課長)

評価点につきましては、上回る場合と下回る場合があるのですが、いくら違うとどのぐらい点数が違うというのは、計算式がありまして、そこに当てはめてみないと分からないのですが、上回りに関しては普通の計算式を当てはめていくのですが、下回りに関しては、その3倍ぐらい、上が1とすると、下の方になると-3点ぐらいで計算されることになり、いくら違えば何点差が出るかというのは、ケースバイケースになります。

(鈴木委員長)

今、大野委員から結局価格競争の面がちょっと薄れているじゃないかというご指摘があったので、じゃあその技術評価点と併せて、価格の面で、うちは頑張っても下げようかというインセンティブが働くような価格というのは、どんなレベルなのだろうなとちょっと思ったものですから。

(経理課長)

逆に価格点が下がるということは、点数がものすごく下がる、価格点の点数が下がってきますので、水道局で今言っている最低制限価格よりも下がってくると、なかなか取りにくいと。業者も金額が下がってくると、やはりダンピングとかいろいろな部分が発生してくるといところで、企業としての弊害というか疲弊も進んでくるのではないかということで、最低制限価格を最高点としていると思います。

(鈴木委員長)

みんながその価格で出してきたら、もうどうしようもない、確かにね。

(経理課長)

そうですね。

(鈴木委員長)

いかがでしょうか。

(津野委員)

簡単な質問で、1番のケースで辞退がやはり多いということで説明は受けたのですが、金額が高いということで競争が働いているのかという感想なのですが。夜間工事で、現場が交差点、入り組んでいて、難易度が高いということで辞退されたのかという説明を受けましたが、それについてお聞きしたいと思ひまして。

(経理課長)

辞退の理由については、今電子入札でやっています、辞退するときには辞退理由を入れてくれる所もあるのですが、今回1番の案件につきましては他の工事を受注しているため、技術者の確保ができなかったという所が1者。あと積算してみたけれども、自分たちの予定価格、水道局の設計書を基にした予定価格よりも、自分たちでこの工事はどのくらいになるかなといったときに、予定価格以上だったとか、あと積算のコストに比べて受注の可能性が低くて、受注意欲が湧かなかったとか、どのような理由で辞退するのかという理由を入れてくれる業者もあり、それを基に集計しています。あと1者は失格というのがありました、それについては、今回参加資格を格付のSとAに限定していたのですが、その会社については、格付けがBだったというところで、この入札参加できる要件ではなかったということになります。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。切替委員、お願いします。

(切替委員)

私も同じようなところなのですが、④番のこの工事に関しましても、11者応募していた中で10者が辞退というところが、先ほどご説明いただいたときに、配置要件に見合う技術者が配置できないことが多く、何か難しい工事で、技術者がいないことが理由ではないかというご説明をいただいたのですが、11者中10者が技術者が配置できないというと、私は現職、今やっている仕事でも、とても人材不足、介護の業界なのですが、人材不足ということがすごく言われていまして、この水道工事をやる専門的な技術を持っていらっしゃる技術者の方というのは、かなり不足している現状なのかなと、素朴に思ったので、この辺の11者中10者が技術者がいなくてというところが疑問で、お聞きしたいと思ひました。

(経理課長)

今回の10者の辞退理由につきましても、他の工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったというのが6者、積算コストに比べて受注の可能性が低くて意欲が湧かなかったというのが3者。あと理由がなかったのが1者だったのですが、ちょうどこの工事の入

札を公表した時期が7月ぐらいですが、水道局では一番最初に入札を公表するというのが、大体4月、5月ぐらいになりまして、この時期に一番初めの入札結果が出るというところで、その時期に当たったというところと、あとおそらく水道局だけではなくて、市とか県とかの工事についても、大体4月、5月に公告を上げて、この時期に落札者が決定したり、あと総合評価については、先に技術者を出していかないと駄目だということなので、取ったとしても辞退しなくてはいけないという関係があつて、そういう結果になってしまったのではないかなと考えています。技術者についても、業者からも話を聞くと、なかなか確保が難しいという状況にあると聞いています。

(切替委員)

ありがとうございます。

(富山委員)

すみません。今の点なのですが、辞退理由を書かなかつた所が1者あるということなのですが、今後いろいろな入札制度の課題とか見えてくると思いますので、例えば入札の時期をずらすとか。ですので、辞退する場合は必ず理由を書いてくださいというようにするのもいいのではないかなと思います。

(経理課長)

はい。参考にさせていただきます。

(鈴木委員長)

今現在は辞退の理由というのは任意の記載ですか。

(経理課長)

はい、そうです。

(鈴木委員長)

その辺り、記載を何というか、必ず記載するようにと求めるのには、何か支障はあるのでしょうか。

(経理課長)

それぞれの会社によって理由があると思いますので、どこまで本当のことを書いてくれるかというのは分からない部分もあります。会社の内部事情までは、あまり立ち入ることも良くないかなというところがあるので、どういう理由で、例えば技術者が確保できないようであれば、発注時期が悪かったのかなとか、その辺を調整してみるとか、あとは積算コストの面で意欲が湧かなかつたとすると、やはり難しい場所だというところがあつたの

かなとか、そういう所の判断基準として、辞退が少なくなるような手法を考える検討材料の一つとして考えていますので、無理に全部書いてくれというのも、なかなか難しいのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

その辺りの事情がなるべく分かるような感じで、運用していただければいいのかなと。

(経理課長)

はい。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。4つの案件それぞれご説明いただいたかなと思います。
大野委員、何かありますか。

(大野委員)

今の10者辞退というのだけれども、逆に入札参加申請者を増やす努力というのはできないのでしょうか。それが増えたから辞退が減るのかどうか、そこは分からないのですが。

(経理課長)

これに関しては、一般競争入札になりますので、業者から取りたいというような形になっているので、指名競争であれば、こちらの指名数を増やすという所があるのですが、一般競争になると、業者側の意向が大きくなるので、水道局としては、もっといっぱい来てもらいたいという部分があっても難しい。要件を緩和すると、やはり技術的な部分の担保ができなくなりますし、新潟市の工事ですので、新潟市内の企業を育ててはいけない部分もありますので、そういうところで新潟市内に本社・本店とか、あとは口径で何ミリ以上の実績があるとか、そういう部分で手を上げていただくような形になります。

(鈴木委員長)

結局これ以上要件を広げるとするのは現実的には難しいということなのですね。ランクA、BからさらにCまで広げるとか、あるいは新潟市内だけではなくて、例えば県内まで広げてしまうとか。

(経理課長)

業者数が少なければ広げるといことも、県内ですとか。あと本当にもうできる所が少なくなれば、全国規模、支店、営業所という部分もありますが、とりあえず市内に本店があり、土木一式に該当する業者は、数多くありますので、その辺の中から手を上げていただくという感じで、要件を決めさせていただいております。

(鈴木委員長)

あとございますでしょうか。なければ、一般競争入札についてはよろしいでしょうか。それでは次に指名競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは指名競争入札の抽出案件について説明いたします。最初の案件ですが、資料の85ページの「抽出事案説明書⑤」をご覧ください。中央事業所維持管理課所管の工事番号「維他支31第1号」配水管の布設工事となります。施工場所は東区の中野山5丁目地内。これは東石山中学校の北側になります。工事種別は「土木一式」、工事の目的は道路工事に伴い、支障となる配水支管の移設となります。入札参加状況につきましては、90ページ、入札・契約結果詳細をご覧ください。

業者の指名選定につきましては、「新潟市水道局建設工事発注基準及び指名業者選定要綱」に基づき、この工事の等級Cに対応する格付業者B、C、Dランクになりますが、これに地理的条件を加味した9者を指名し、令和元年7月4日に入札を実施し、翌5日付で契約を締結いたしました。

この案件については、契約金額が高く、また落札率も93.41パーセントと比較的高いので、落札の経緯を確認したいとの理由で抽出していただいております。この工事は配水支管の中では、口径の大きい200ミリなどの配水管を28メートルあまり布設するものですが、この工事は仕切弁の設置が3カ所、また既設の管の撤去が20メートルあることから、指名競争の中でも工事費が比較的高額なものとなっています。落札率については、令和元年上半期の指名競争入札の平均落札率が92.53パーセントですので、平均よりやや高めの率となっていますが、積算条件は他の案件と同様のベースとなっておりますので、各社での見積、積算の結果として、入札額が高めの水準で集中したのではないかと推測しております。

次に資料93ページの「抽出事案説明書⑥」をご覧ください。こちらは秋葉事業所工務課所管の工事番号「秋老支31第4号」配水管の布設工事となります。施工場所は南区上下諏訪木他地内。具体的には国道8号線の白根郵便局付近となります。工事種別は「土木一式」。工事の目的は老朽化した配水支管の更新となります。入札参加状況については、98ページの入札・契約結果詳細をご覧いただきたいと思っております。

業者の指名選定につきましては、発注基準選定要綱に基づき、この工事の等級Dに対応する格付業者C及びDランクのうち、地理的条件を加味して9者を指名し、令和元年8月22日に入札を実施し、翌23日付で契約を締結いたしました。この案件については、落札率が95.24パーセントと高いので、落札の経緯を確認したいとの理由で抽出していただいております。

この工事についても、令和元年度上半期の指名競争入札の平均落札率に比べ高めとなっておりますが、積算条件は他の案件と同様のベースで積算しておりますので、各社での見積、積算の結果として、入札額が高めの水準に集中したのではないかと推測されます。また全社予定価格内の入札金額であり、高い精度で積算していることが確認できております。

次に資料 101 ページ、「抽出事案説明書⑦」をご覧ください。浄水課所管の工事番号「浄青施 3 1 第 2 号」排水池返送ポンプ 1 号の更新工事です。これについては、写真がありますので、3 枚目。水道局ではいろいろポンプ扱っていますので、実際に工事をするポンプではありませんが、類似したポンプをこちらにそれぞれ上げてありますので、参考にご覧いただきたいと思います。

施工場所は西区の青山浄水場構内です。工事種別は「機械器具設置」、工事の目的は、経年劣化が見られる当該ポンプを更新するものとなっております。

入札参加状況については 106 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。業者の指名選定については、発注基準選定要綱に基づく特殊な技術を有する業者 10 者を指名し、令和元年 9 月 4 日に入札を実施し、同日付で契約を締結いたしました。この案件については落札率が 94.48 パーセントと比較的高く、契約金額も高いとの理由で抽出していただきました。水道局では著しい低価格入札の防止、工事品質の確保を目的として、予定価格 250 万以上の工事では、最低制限価格を設定し、実施しております。

この工事は工事価格に占める、機器費の割合が 78.6 パーセントと高いことから、配水管布設工事などに比べ、予定価格に対する最低制限価格の設定が高くなっており、上限、下限の幅が狭くなっております。

それに加え、ポンプなどの機械の更新や電気設備の工事では、機器費や材料費は特殊なものが多いため、設計する際に、業者からの仮見積を基に積算しており、それらの金額は発注時に設計関係資料の中で明示、公表していることから、業者は予定価格に近い工事費を算出することが可能となっていると考えられます。これらの要因により落札率が高くなったものと推測されております。

次に資料 109 ページ「抽出事案説明書⑧」をご覧ください。浄水課所管の工事番号「浄戸営 31 第 2 号」。2 号逆洗ポンプ点検修理工事です。施工場所は南区の戸頭浄水場構内です。工事種別は「機械器具設置」。工事の目的は水をろ過するための砂などに汚れが付着するので、その堆積物を洗浄するための水を送るポンプの点検修理となります。

入札参加状況については 114 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。業者の指名選定については、発注基準選定要綱に基づき、特殊な技術を有する業者 10 者を指名し、令和元年 9 月 25 日に入札を実施し、同日付で契約を締結いたしました。この案件については、申請者数 10 者で、無効 4 者、辞退 1 者のため、無効の理由を知りたいとの理由で抽出していただいております。

無効となった理由は、入札額が最低制限価格を下回ったことによるものです。この工事は比較的小容量のポンプの点検修理であることから、各社受注意欲を示して、入札価格を下げた結果、一部の業者が無効となったと考えられます。

一方で、1 つ前の事案でも触れましたが、仮見積で単価を決定した機器費や材料費は発注時に公表しており、業者は予定価格付近の工事費を、概ね正確に算出可能と考えられますが、無効となった 4 者がどのような基準で積算したかについては把握しておりません。あくまでも推測ですが、過去に発注した同様の工事の落札率を参考としたのではないかと

考えられます。以上で指名競争入札の説明を終わらせていただきます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。では今ほどご説明のありました指名競争入札の4件について、質問等ございますでしょうか。

(富山委員)

教えていただきたいのですが、⑤番は入札通知書が6月19日に出されていて、実際に電子入札締切日時が7月1日ということで、約10日間で、870万程度で、⑥番が20日間で660万程度で、⑦が900万で10日間で、⑧は1週間で220万くらいになっているのですが、それぞれによって、入札通知書が出されてから、実際の電子入札の締切に差があるというのは、どのような理由によるのかということと、実際に入札通知については、事前にその業者に、あなたの所にこういうのが行きますよというふうに、事前に通知があれば、ある程度準備はできると思うのですが、実際問題として1週間ではこれだけの書類を作るのは、非常に困難だと思うのですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

(経理課長)

まず公告から入札日までの違いというのは、金額によって大抵何日取りなさいという形がありますので、その辺で日程が若干ずれることがあります。それと次に発注の時期なのですが、市もそうですが水道局は大体年度当初にこの場所については第何四半期とか、発注時期を事前に出して、概算部分を大体出してやっていますので、業者さんとして取りたい工事があれば事前に用意なり準備をしていただいていると思います。

また、指名したかどうか分かるか分からないというのは、今はメールで全部やりとりしており、通知の後、参加する、しないという返事が来ることになっておりますので、例えば見ていなかったとかいう業者に対しましては、こちらから再度連絡をして、確認をする形で入札に応じていただいています。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。

(切替委員)

すみません、全般的なことなのですが、この指名入札を指名している業者さんが、大体10社前後の中から選ばれているのかなと思うのですが、指名をする要件を満たしているここにあるランクと、地理的なことを考慮してという、この業者さんというのが、大体どの工事でも10社前後、条件に該当する業者さんがそもそもが10社前後なのか、それとも該当する業者さんの中から、またさらに何か選んでいらっしゃるのかという。

(経理課長)

該当する業者はたくさんありますが、その中で指名した件数や契約した件数、あと工事場所の近く、例えば東区であれば東区の業者さんとか、そのような所を考慮しながら指名を選んでおります。10者というのは、要綱の中で、概ね10者という所がありますので、8者、9者、10者、11者、12者とか、そのようなことでやるという形になっています。機会均等になるように指名をするようにしております。

(切替委員)

じゃあその選ぶというのは、皆さんの中で協議されて、今回あまり多くならないようにとかということを考えて判断する。

(経理課長)

そうです。指名する業者が偏らないような形で、満遍なく指名するようにはしております。

(切替委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

工事の地域の近くの業者ということになるということで、地域要件は重視しているところですけども、そもそも工事自体市の全域でバランスを取って工事をやっているという感じなのではないでしょうか。本来必要性があって、こっちをやらなくてはいけないとなると、どうしても地域的に偏りが出てくる可能性があって、地域要件で考えると、どうしてもその地域の業者にばかり工事が行ってしまうとか、そんなようなことは心配しなくていいのですか。

(経理課長)

大きな工事になれば、一般競争入札になりますので、市内全域とか、あとは金額1,000万円以上が一般競争入札になりますが、3,000万円以内であれば、例えば中央区ですと、中央区と西区とか、北区であれば北区と東区とか、金額が大きくなれば、中央事業所管内で募集をかけたか、さらに大きくなれば新潟市全域で募集をかけたかというような形になっております。

既存の水道管は、新潟地震のときに入れ替えている管が多いですので、やはり合併した市町村よりも、中央区、東区という部分が多くなっています。漏水等が起これば、市民生活に影響しますので、そういう所を積極的に、今は入れ替えをしていると。私たちも、例えば中央区に集中してくるといのは問題視しています。その辺については、今後機会均等に業者さんたちが指名されるような形で、順次見直していく必要があると思っております。

す。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。では、津野委員、どうぞ。

(津野委員)

114 ページなのですが、やはり開きがあるかなと思ったのですが、先ほど一応説明していただきましたが、超過の会社さんと無効というか、超過で最低価格よりずっと下になってしまっている会社さんと、だいぶ開きがあるなという感想を持つのですが、これはどうしてでしょうか。

(経理課長)

入札金額については、業者さんの取りたい意欲があれば、今は大体積算が正確ですので、取れるような所という最低制限価格になりますし、いろいろな要素があって、今回は取らなくてもいいかなということであれば、積算価格そのままに入れてくる可能性もあります。そのようなところで、入札の際の金額に若干幅が出てくるということでしょうか。

(大野委員)

そうすると、今のところ無効が4件あって、最低制限価格より低いのですが、これもその説明だとわざとというか、低くしているのでしょうか。

(経理課長)

その辺については、私たちはどうしてこれは低いのか、高いのかというのは聞けませんので、それはやはり企業側の取りたいか、取りたくないかとか、そういう部分で離れてくるのではないかなと考えています。

(大野委員)

企業努力として、取りたければ安い値段で札を入れてくると思うのですが、取りたくないのですかね。そこが分からない。

(経理課長)

指名されれば、やはり辞退とか、指名で辞退するのは、やはり次、あまりにも辞退が多くなればやらないのかなというところで、指名を回避したりする。結局は競争させるためには、指名した所が全部札を入れてくるというのが理想ですので、これだったらやるというような感じで札を入れているのではないかなと思っておりませんが、詳しい所までは分かりませんが。

(鈴木委員長)

辞退するというのは、何というか、業者側からすると役所からよく思われなとか、そういう何か印象を持たれるとか、そういう所はあるのですかね。そんなことはないけれども。

(経理課長)

その辺のことは分かりませんが、やはり辞退が多ければ、今工事を受注していて手が足りないとか、そういうことがあるのではないかと。だから辞退したからといって、指名を外すとか、そういうことは考えていませんが。

(鈴木委員長)

ただ、業者側とすれば辞退よりは、もしかしたら札を入れたほうが良いと思っていると。

(経理課長)

入れたほうが良いのかな、というのは考えられると思います。

(鈴木委員長)

分かりました。あといかがでしょうか。

特になければ、それでは指名競争入札の件はこれでおしまいということにしましょうか。最後に随意契約の事案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(経理課長)

では随意契約の抽出事案について説明いたします。1つ目の案件ですが、資料 117 ページ、「抽出事案説明書⑨」をご覧ください。浄水課所管の工事番号「浄信営 31 第 1 号」。監視制御装置の修理工事です。施工場所は江南区の信濃川浄水場構内となっております。工事種別は「電気」で、工事の目的は保守対応期限を超過し、信頼性が低下している監視制御装置端末機器を修理するものです。

業者の選定理由については次のページの随意契約依頼書をご覧ください。この工事は対象となっている装置の機能を熟知したメーカーの専門技術がなければできないことから、記載の業者と令和元年 6 月 6 日に契約を締結いたしました。この案件は落札率が 100 パーセントのため、落札に至った経緯を確認したいとの理由で抽出していただきました。

こちらについては、こちらの手違いで、計算間違いをしまして、正しくは 99.09 パーセントの間違いでありましたが、高い落札率であったことは変わりません。これについては随意契約の理由でも述べましたが、この工事は製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するにあたって、契約予定業者から仮見積を徴収し、それを基に設計金額を計算することになります。その中の機器費以外の部分については、水道局では、国や県などが示す積算基準に基づいて計算していますが、民間企業では独自のコスト計算に基づき積

算する場合があります、結果として見積額が水道局の設計金額より高くなる場合があります。

そのため、見積合わせで契約予定業者が金額を落として見積書を提出していても、水道局の設計金額が相手方の仮見積書より安く設定されているため、結果的に落札率が高くなってしまうと推測されます。

次に最後の案件ですが、123 ページ「抽出事案説明書⑩」をご覧ください。浄水課所管の工事番号「浄青営 31 第 4 号」。配水ポンプ 3 号点検修理工事です。施工場所は西区の青山浄水場構内です。工事種別は「機械器具設置」です。工事の目的は、対象となるポンプが絶縁抵抗の劣化により、運転ができないことに加え、機能維持を図るため、主要部品の交換を含め、点検修理を行うものです。

業者の選定理由については、次のページの随意契約依頼書をご覧ください。この工事は交換する主要構成部品の仕様が製造業者において社外秘となっていることに加え、製造業者のノウハウがなければ行えないことから、製造業者の維持管理部門として唯一技術者を派遣できる記載の業者と、令和元年 9 月 12 日に契約を締結いたしました。この案件は契約金額が高く、落札率も 99.03 パーセントと高いので、落札に至った経緯を確認したいとの理由で抽出していただいております。

この工事は大容量のポンプとモーターを工場に搬送して、大規模な分解修理を行うため、工事費は高額となっております。また前の事案同様に、積算基準の違い、歩掛の違いから、落札率が高くなったと推測されます。一者随意契約の契約で入札額が高めの場合は、先方と価格交渉を行います。値引きが難しいケースもあり、やむを得ず落札率が 100 パーセントに近い高め落札率となってしまうことがあります。以上で、随意契約についての説明を終わらせていただきます。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

(富山委員)

すみません。教えていただきたいのですが、横河ソリューションサービス株式会社の案件は、何年前に設置されたもので、保安対応期間というのは何年間なのでしょうか。

(経理課長)

浄水課長、お願いいたします。

(浄水課長)

この装置は信濃川浄水場の監視制御設備といたしまして、平成 17 年に設置いたしました。該当している端末装置は、一応メーカーさんが言うには 10 年保障ということですが、私どもは、それプラスアルファ、14、15 年使ってきたというところで修理を行ったものでございます。

(富山委員)

大体、市としては、これは何年後ぐらいに交換するものなんですか。

(浄水課長)

監視制御設備としましては、大体 23 年。

(富山委員)

23 年。

(浄水課長)

はい。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。

(津野委員)

すみません。今の最後の案件ですが、この製造業者さんの部品でないと駄目ということで、当然電気関係だと、今までの入札のこちらでお聞きした説明なんかでも、電気関係だとその会社にもうずっと決まってしまうというような経緯があるということをお聞きしたのですが、その会社さんが順調に行っている場合はいいと思うのですが、何らかの、今後何かあった場合とか、そのようなことは何かお考えなのでしょうか。

(浄水課長)

こちらは日本を代表する電気メーカーさんの機器を入れておりますので、全くないということはないですが、想定しておりません。

(津野委員)

そうですか。分かりました。

(鈴木委員長)

あるメーカーの機械を入れると、そのメーカーからその後のメンテナンスを受けなくてはいけないと、こういうことになってきますよね。すると最初の、その機械を導入するときに、このメーカーのこの機械では、将来こういうメンテナンスでどのくらいの費用がかかるということは、最初の機械を導入する時点で、そういうことも審査の対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。そのあたりどうなのでしょう。これとは直接関係ないのですが。

(浄水課長)

現状ではイニシャルコストで、場合によっては総合評価で考えておりまして、メーカーさんによって、メンテナンス費用が若干異なると思いますが、おおよそこれまでの実績から、先ほどもお話しした二十何年使うのであれば、どれぐらいの周期に何を替えて、いくらぐらいというのは、おおよそ今のところは分かっておりますので、物を新しく入れるタイミングでの評価には含めています。

(鈴木委員長)

機械を導入するときには、安くていいやってことになって、将来メンテナンスがものすごく高く困ったなんていうことにはならないよ、ということでしょうか。

(浄水課長)

当初発注仕様のときから、そういったことを含めて、なるべくコストが大幅にかからない機種を選定して発注するという形で考えています。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。

(富山委員)

でもこれからはおそらく保守とかメンテナンスとか、これから10年とか、14年、15年間で、トータルでこれくらいかかりますよということで、できるだけトータルコストで入札とかをやっていかないといけないのではないのでしょうか。

(浄水課長)

おっしゃるとおりであります。DBMの導入など、メンテナンスの部分の費用も含めて、トータル評価というのにも検討が必要と考えています。

(富山委員)

できるだけ、修理費ではなくて、壊れる前にメンテナンス、保守で壊れないようにするために、早めに部品を交換してもらったほうが、トータルで安くなるみたいな、そういうふうなことも考えた入札制度に変えていかないといけないのかなと思います。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。

(津野委員)

質問なのですが、冬場とか突然の災害とか、そのようなことがあつたりすると、工事が集中するというか、そのような緊急性の工事というのが増えると思うのですが、他のもう

計画されている入札の工事との平準化というか、その辺はどのようにお考えか伺いたい。

(経理課長)

確かに、水道であれば凍結等が一昨年に多く発生しましたが、そういう場合は、既に発注している工事を一時中止をして、緊急性のある工事を優先してやっていただくことになっております。

(鈴木委員長)

その場合は随意契約ですね。

(経理課長)

あと端境期として、債務負担を利用し、春先にすぐ工事が始められるように契約し、ある時期に工事が集中しないように、年間を通して同じぐらいの発注ができるような形で調整をしながら、発注をかけております。

(鈴木委員長)

あとご質問などございますでしょうか。

もしなければ、随意契約についてはこのくらいにしておきましょうかね。

以上で本日予定していた案件について、審議を終了したいと思います。今ほど、随意契約の関係で、大きな機械を当初入れた後の保守メンテナンスについての考え方みたいなものを富山委員からご指摘ありましたけれども、今後それをどのように反映していくのか、なかなか難しい面もあろうかと思いますが、ちょっと研究されるとよろしいのかなと思いました。

それでは、どうもありがとうございました。私からはお返しいたします。

(進行役・経理課長補佐)

鈴木委員長、委員の皆さま、長時間にわたり大変ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度新潟市水道局入札等評価委員会の後期定例会議を終了いたします。委員の皆さま、ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(終了)